

空き家対策 I

空き家の
除却促進

まちの再生支援事業

1. 目的

まちの再生支援事業は、市町村と公社が連携して、中心市街地にある老朽危険空き家（不良住宅）を解体し、その跡地を子育て世帯や移住希望者に供給することにより、まちなかの居住促進と安全・安心な居住環境を確保するものです。

2. 事業内容

市町村が空き家等の寄付を受け、公社が空き家の解体工事を行い、解体後の整地された跡地を宅地として分譲します。

また、敷地境界を確定するための用地測量や登記事務、分譲のための公募等も公社が実施します。

①現地調査

空き家の建物調査を行い、解体工事に必要な資料を作成

②用地測量等

敷地境界を確定し、所有権移転や地積更正などの登記

③解体工事

実施設計書の作成・解体工事の実施・入札、発注および工事監理

④分譲等

宅地の公募並びに購入者の決定、契約、所有権移転登記

3. 事業のメリット

◆事業の効率化

公社が所有権の移転・解体・分譲を一元的に実施して市町村を支援します。

◆財政負担の低減

事業費の一部に公社の資金を活用するため、市町村の負担が低減されます。

◆空き家対策の促進

分譲後の収益は事業基金等として活用できます。

4. 留意事項

- ・事業実施にあたっては、公社と事業実施に関する協定を締結します。
- ・事業では国の「空き家再生等推進事業」（社会資本整備総合交付金）を活用するため、空家特措法に基づく「空家等対策計画」の策定が必要です。

空き家の 除却促進

まちの再生支援事業

市町村と山形県すまい・まちづくり公社が連携して、まちなかへの居住促進と市民の安全安心を確保するため、中心市街地にある老朽危険空き家を解体し、跡地を子育て世帯や移住希望者に供給します。

【事業のメリット】

- 公社が所有権の移転・解体・分譲を一元的に行い、市町村を支援します。
- 事業費の一部に公社の資金を活用するため、市町村の負担が低減します。
- 分譲後の収益を(仮称)事業基金等として活用できます。

(1) 事業主体：市町村

(2) 事業目的

- ・老朽空き家の解体促進
- ・中心市街地への居住促進

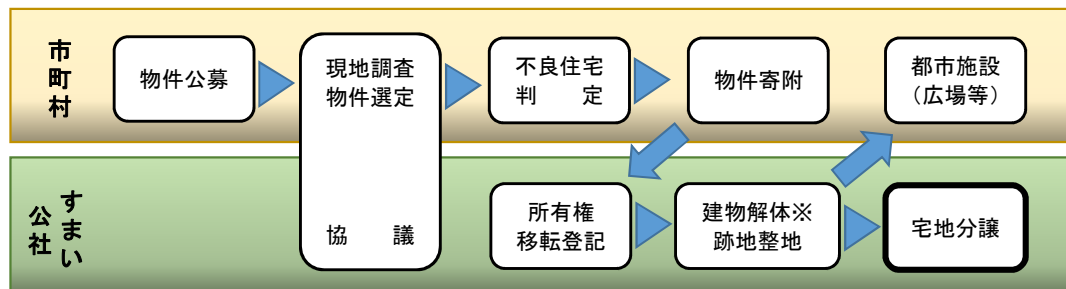
(3) 事業内容

- ・老朽空き家の解体と宅地活用

(4) 事業の特徴

- ・所有者が空き家を市町村に寄付
- ・事業費の一部に公社の資金を活用
- ・解体跡地への若者世帯の移住促進

(5) 事業の流れ



※建物解体には政府の「空き家再生等推進事業」を活用（国費2/5）
 交付金の活用には、空家特措法に基づく「空家等対策計画」の策定が必要になります。

(6) 事業実績



【解体前】



【解体後】



【分譲中】